



令和3年 (2021年) 4月6日(火)

No. 15387 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆著作権に関する契約の破産法上の効力(上) (1)

☆商標審査を約2倍の速度で! SPEED UP! (8)

# 著作権に関する契約の破産法上の効力 (上)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

## 1 はじめに

昨年6月5日に成立した「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第48号)に基づき昨年10月1日より施行された著作権法の当然対抗制度が、著作権についてのライセンス契約のライセンサーが倒産した場合の実務に大きな影響を与えることは、既に本誌においても紹介をしたとおりである<sup>1</sup>。

実はライセンス契約に限らず、著作権譲渡契約、出版権設定契約や映画などにおけるいわゆる製作委員会契約などの著作権に関する契約の当事者が倒産した場合、当該契約上の権利関係が倒産法制においてどう扱われるかについては現在のところあまり詳細に論じたものも、またこれについての裁判例の蓄積もない。しかし、実務上はこのような問題が現に発生しており、その際には破産管財人等との協議に

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

**みやび坂総合法律事務所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿16階

TEL 03-6701-7231

FAX 03-5539-4836

E-mail [jun20dai@gmail.com](mailto:jun20dai@gmail.com)